

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

自治振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

自治振興基金条例施行規則（昭和46年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
事業	施設等	事業	施設等
[略]		[略]	
出資及び貸付 に係る事業	行政運営又は公共的団体等の経営の健全化 のために行う出資及び貸付に係るもの	出資及び貸付 に係る事業	行政運営若しくは公共的団体等の経営の健 全化又は地域の振興のために行う出資及び 貸付に係るもの
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。